

資料 1

第 2 次宇治市教育振興基本計画 (初案)

2021（令和 3）年 11 月
宇治市教育委員会

目 次

第 1 章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画構成と計画期間	3
4 計画策定の背景	3
5 本市の教育を取り巻く状況	9
第 2 章 教育ビジョン	13
1 教育理念	13
2 施策体系	17
第 3 章 学び・教育プラン	19
施策 1 自律的かつ協働的な学びの創造	19
施策 2 多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養	23
施策 3 しなやかで健やかな身体 ^{からだ} の育成	27
施策 4 学びを促す学校内外の環境整備	31
施策 5 家庭・学校・地域の連携・協働促進	35
施策 6 市民が学び合う生涯学習社会の進展	39
施策 7 歴史と文化の継承・活用	43
SDGs から見た第 2 次宇治市教育振興基本計画	45

第4章 計画の推進	49
参考資料	50
1 宇治市教育振興基本計画策定委員会設置要項	50
2 宇治市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	51
3 宇治市教育振興基本計画策定経緯	52
4 用語解説	53

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

本市では、2014（平成26）年3月に第1次となる「宇治市教育振興基本計画」（計画期間：2014（平成26）年度から2021（令和3）年度）を策定しました。この計画は、市政の最上位計画である「宇治市第5次総合計画」（計画期間：2011（平成23）年度から2021（令和3）年度）の教育分野の計画に位置付けられ、教育委員会・学校・行政組織が取り組む教育指針となるものであり、「家庭・学校・社会でささえる宇治のひとづくり・まちづくり」を教育理念に掲げ、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進に取り組んできました。また、一人ひとりの多様な生涯学習活動を市民の社会還元力に発展させることを定め、市民の学習の成果を発信し、交流することを促し、学習成果が循環する社会の構築を目指してきました。

こうした「教育振興基本計画」の基本的な考え方を継承し、「宇治市第6次総合計画」で示している教育分野におけるまちづくりの方向をはじめ、国の「第3期教育振興基本計画」及び京都府の「第2期京都府教育振興プラン」の動向、少子高齢化の進行による人口減少、新型コロナウィルス感染症対策や社会環境の変化など、時代の潮流を見据えながら、これまで推進してきた「宇治市小中一貫教育と学校規模等適正化の方向～NEXUSプラン～」を引き継ぎ、これから時代にふさわしい本市の教育施策の指針となる「第2次宇治市教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

第2次宇治市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき市町村が定めるよう努めることとされている「市町村教育振興基本計画」にあたります。

本計画は市政の最上位計画である「宇治市第6次総合計画」（計画期間：2022（令和4）年度～2033（令和15）年度）の教育分野計画に位置付けられ、教育委員会・学校・行政組織が取り組む教育指針であるとともに、市民、地域（団体）、関係機関、企業など多様な主体が幅広く教育に関わることを促す“羅針盤”的役割を果たすものです。

本計画策定にあたっては、国の「第3期教育振興基本計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、教育に関する諸制度及び本市の関連施策・事業との整合を図っており、さらに、2015（平成27）年国連サミットで採択された、2030（令和12）年を期限とする国際目標「持続可能な開発目標(SDGs)」の考え方を取り入れています。

SDGsは17の目標、169のターゲット、232の指標から構成された国際目標で、各目標は互いにつながっており、先進国を含むすべての国がアクションを起こし、2030（令和12）年までに達成することを目指しており、「誰一人取り残さない（no one left behind）」社会の実現を目指し、先進国も含めて国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsの17の目標のうち、主に教育に関する目標とされているのが、目標4「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」であり、さまざまな教育課題を解決して、すべての人に包括的な質の高い教育を提供することで、持続可能な開発につながると考えられています。



3 計画構成と計画期間

◎教育ビジョン

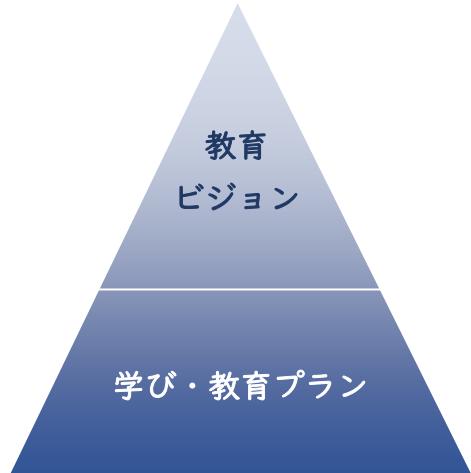
市の教育行政の「教育理念」「目指す人間像」を明らかにし、その実現に向けた「施策体系」を示します。期間は12年間（2022（令和4）年度～2033（令和15）年度）。

※期間中の見直しあり

◎学び・教育プラン

教育ビジョンの施策体系に基づき、各施策の「現状・課題」「推進施策と主な取組」「目標値・指標値」と、「計画の推進体制」を示します。期間は12年間（2022（令和4）年度～2033（令和15）年度）。

※期間中の見直しあり



4 計画策定の背景

I 国の教育政策の動向

国は、教育基本法に則り、10年間（2008（平成20）～2017（平成29）年度）を通じて目指すべき教育の姿を定めるとともに、前期5年間（2008（平成20）～2012（平成24）年度）の「第1期教育振興基本計画」を策定し、第1期計画期間が終了を迎えた2013（平成25）年、「第2期教育振興基本計画」（2013（平成25）～2017（平成29）年度）を策定しました。第2期計画では、産業空洞化や生産年齢人口減少などの深刻な諸課題を解決するためには『自立』『協働』『創造』の3つが理念であり、その実現に向けて一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていく「生涯学習社会」の構築こそ、社会全体の一層の発展を実現する基盤であるとしています。

「第3期教育振興基本計画」（2018（平成30）～2022（令和4）年度）では、第2期計画の方向性を継承し、個人と社会の目指すべき姿を「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成（個人）」「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展（社会）」とし、今後の教育政策に関する基本的な方針として、5つの基本的方向性と、成果目標・指標と体系的な方策を示しています。

【参考】国の「第3期教育振興基本計画」今後の教育政策に関する基本的な方針

- 本計画においては、生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の五つの方針により取組を整理する。
 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
 5. 教育政策推進のための基盤を整備する
- 教育政策の展開に当たっては、スポーツ・文化芸術・科学技術に関する政策や子供・若者に関する政策、福祉政策、保健・医療政策、労働政策、租税政策など他分野の政策とも連携を図りつつ、国においては関係府省が地方公共団体においては教育委員会と他の部局が一体となって取組を進めていくことが必要である。同時に、課題の複雑化、困難化等を踏まえ、政府や大学等、企業、NPOなど様々な主体が連携・協働する必要がある。
- また、地方公共団体においては、国の計画を参照しつつ、教育に関する計画の策定に努めることが求められており、国は地方公共団体と相互に連携を図り、優良事例の横展開等により効果的な施策を推進することが重要である。
- さらに、教育施策を効果的かつ着実に進めるとともに、教育政策の意義を広く国民に伝え、理解を得る上でも、施策の目的に照らして求める成果を明確にするとともに、客観的な根拠（エビデンス）を整備して課題を把握し、評価結果をフィードバックして既存の施策や新たな施策に反映させるといった、客観的な根拠に基づくP D C Aサイクルの確立をさらに進めていくことが必要である。
- 施策の評価に当たっては、施策の目的や性質に応じた評価を実施するとともに、短期的視点での結果追求のみにならないように留意しつつ、取り組んでいくことが重要である。

2 京都府の教育施策の動向

京都府教育委員会では、2021（令和3）年3月に今後10年間を見据えた「第2期京都府教育振興プラン」を策定し、長期的な展望に立って京都府の教育の目指す方向及びその実現に向けた総合的な教育施策を明示し、「京都府ならではの教育」を進めていく指針を示されました。

【参考】－京都府教育委員会が目指す人間像、そして、そのためにはぐくみたい力とは－

2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校はかつてない長期の臨時休業を行うこととなり、その後の社会は大きく変容することを求められました。「社会の変化」という言葉がこれほど重みをもったときはありません。

こうした時代であるからこそ、社会がどのように変わろうと、その変化を前向きに受け止められる人。社会の変化にただ流されるのではなく、学んだことを活かして答えのない問いに挑み、自分の力で考え、判断し、主体的に行動できる人。多様な人とつながり支え合いながら、社会の一員としての責任を果たし、価値観が多様化する社会において、自分らしく幸せな未来を創り出せる人が、求められています。その人づくりを担う教育もまた、変わっていく必要があります。多様な価値観と多様な学び方が広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義が改めて問われるようになりました。

超スマート社会やグローバル社会への対応として、AIの力を活用する一方で、人間の強みである想定外の事態に向き合い調整する力や新たな価値を生み出す力を育成することが必要です。現代社会を生き抜いていくための力、社会の担い手として生きる力をはぐくんでいくことは、成年年齢引き下げなどにより、さらに重要度を増しています。

そのためには、多様な他者と関わり対話を通じて学びあうという学校の営みを大切にしながら、これから学びを支えるICTや先端技術を効果的に活用し、時代の変化に応じた教育を行わなければなりません。また、教員自身が教職生涯を通じて探究心をもって学び続け、時代の変化に対応して求められる資質や能力を身に付けていく必要があるのです。

京都府教育委員会では、変化を恐れず前向きに受け止め、人権尊重を基盤とした京都府ならではの学校教育と社会教育とを通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続け、高い志をもって、よりよい社会と幸福な人生の創り手となれる人づくりを進めていきます。

【参考】第2期京都府教育振興プランの基本理念

(1) 目指す人間像

めまぐるしく変化していく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人

(2) 「目指す人間像」に向けた3つの「はぐくみたい力」



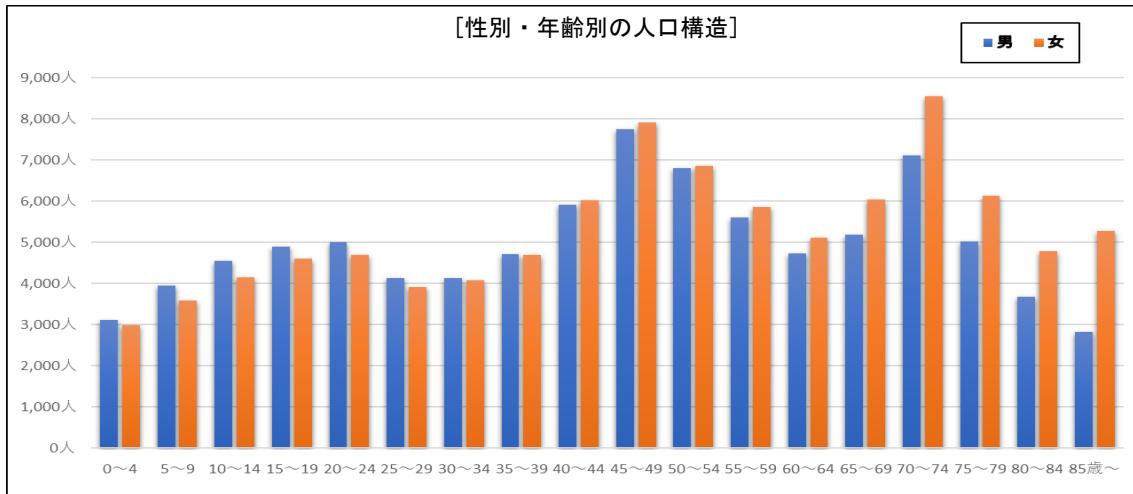
3 本市の教育施策の動向

(人口の将来動向)

2021（令和3）年4月1日現在、京都府内第2位の人口規模である本市の人口は184,432人、世帯数は84,818世帯です。2013（平成25）年に比べると、人口で7,756人減少（年平均約970人）しましたが、世帯数では3,859世帯増加（年平均約480世帯）しています。

人口の年齢構成をみると、いわゆる、団塊の世代とそのジュニア世代を含む45～54歳と70～74歳が多くなっています。また、40歳代以上では女性が多くなっています。年齢3区分割合をみると、年少人口（14歳以下）12.1%、生産年齢人口（15～64歳）58.3%、老人人口（65歳以上）29.6%であり、少子高齢化が進行しています。また、世帯あたり人数は2.17人に減少し、家族規模の縮小が進んでいます。

（2021（令和3）年4月1日現在）



市政の最上位計画である「宇治市第6次総合計画」の推計では、人口はゆるやかに減少し、その中で少子高齢化がさらに進むと想定しており、この前提に立ったまちづくりを進めていく必要があります。

[第6次総合計画の人口推計]

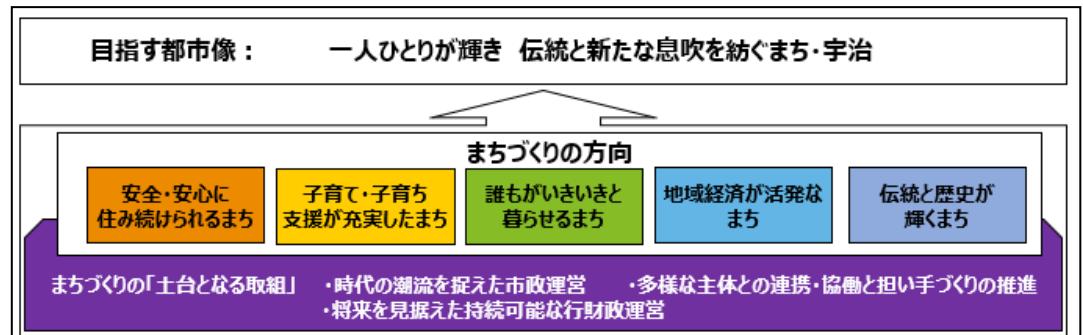
（人）

	2020年 (R2年)	2030年 (R12年)	2040年 (R22年)	2050年 (R32年)
65歳以上	54,383	54,785	57,959	54,666
15～64歳	108,121	95,548	73,947	59,791
0～14歳	22,699	17,837	15,239	12,794
合計	185,203	168,170	147,145	127,251

(総合計画での位置付け)

「宇治市第6次総合計画」における目指す都市像は、「一人ひとりが輝き伝統と息吹を紡ぐまち・宇治」です。個人を尊重し、一人ひとりを大切にする社会を構築することで、人と人がつながるまちづくりを進めるとともに、お茶、歴史、文化など、これまでの引き継がれてきた宇治市の良さを継承しながら、それぞれの新たなチャレンジを応援することにより、宇治市の新たな魅力を創出することで、これまで以上に誇りと愛着を感じることができる宇治のまちを創造します。この目指す都市像の実現に向けて、本計画に関連するまちづくりの方向として「子育て・子育ち支援が充実したまち」「誰もがいきいきと暮らせるまち」「伝統と歴史が輝くまち」が掲げられています。

[第6次総合計画におけるまちづくりの方向性] (基本構想)



「子育て・子育ち支援が充実したまち」

人口減少、少子高齢化が進む中、次代を担う子ども達を育てるため、結婚から妊娠・出産・子育て・学校教育に至るまで、安心して子育てができる環境とともに子どもが育つ環境づくりを進め、子育て・子育ち支援が充実したまちを目指します。

「誰もがいきいきと暮らせるまち」

誰もが住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して、自分らしく健康で元気に暮らせるよう、必要な支援を受けることができ、みんなで支えあう、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。

「伝統と歴史が輝くまち」

人口減少、少子高齢社会の中でも選ばれるまちとなるため、宇治の伝統と歴史を活かした魅力あるまちづくりを進め、未来においても伝統と歴史が輝くまちを目指します。

5 本市の教育を取り巻く状況

I 学校・園数、児童生徒・園児数

2021（令和3）年5月1日現在、市立小学校22校、市立中学校10校、市立幼稚園3園を設置しています。

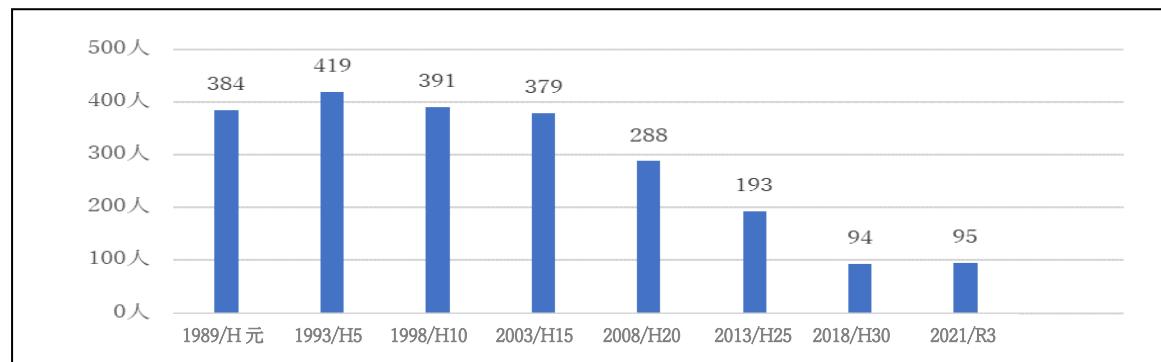
近年の児童生徒数は、複数の学年が単学級となる学校があるなど、全体としては1975（昭和50）年代後半のピーク時の約50%まで減少しています。

また、総合計画で人口減少と少子高齢化が進行すると想定しており、児童生徒数は、今後、ゆるやかに減少する見通しです。

[市立小・中学校 児童生徒数の推移]



[市立幼稚園 園児数の推移]



(各年5月1日現在)

2 近年の動向

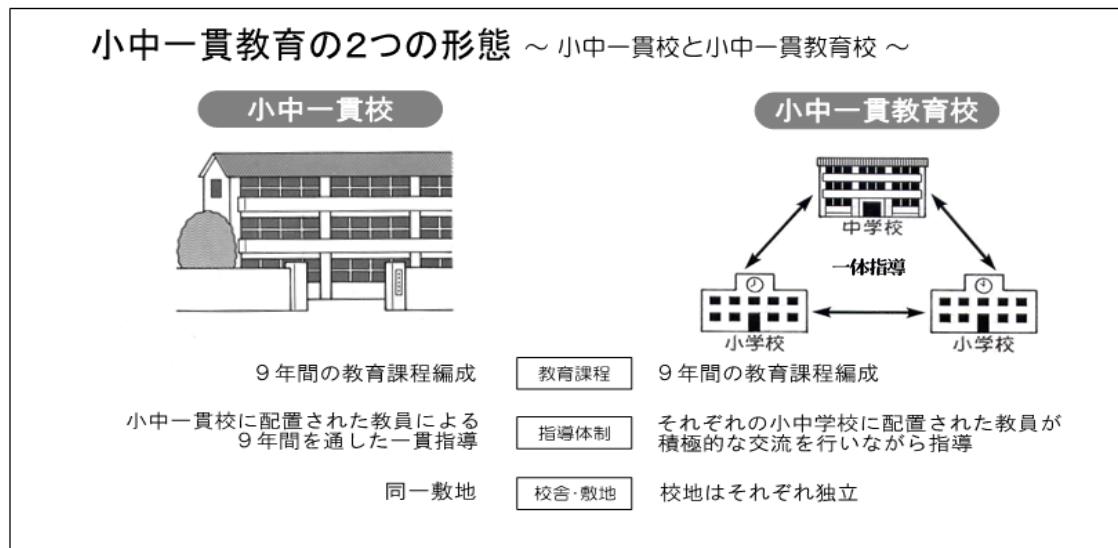
教育委員会では、1965（昭和40）～1975（昭和50）年代にかけて、児童生徒数の大幅な増加に対応するため学校を設置してきました。

その後、児童生徒数が減少に転じたことから、1997（平成9）年から教育委員会で小規模校をはじめとする学校規模の適正化などの検討を行ってきました。

そして、2007（平成19）年より、少子化と教育環境の変化に対応する新しい教育システムの構築と学校規模などの適正化に取り組み、2012（平成24）年度から“小中一貫教育を中核に据えた宇治市独自の教育システム”を本格的にスタートさせました。

また、学校施設については、築後30年以上経過しているものが全体の8割を超え、今後の改修や改築の実施にあたっては、厳しい財政状況下で、より効果的・計画的な実施が求められる中、「宇治市学校施設長寿命化計画」に基づき進めていきます。

3 本市独自の教育システム（小中一貫教育）について



本市の小中一貫教育の形態は2つに分かれます。1つは小・中学校の施設・組織・運営を一体化した「小中一貫校」（図の左）であり、2012（平成24）年度に本市初の小中一貫校「宇治黄檗学園」を設置しました。そして、2026（令和8）年度の開校を目指し、西小倉地域に本市2校目となる小中一貫校の整備に向けて取組を進めています。もう1つは、小・中学校の施設がそれぞれ独立しながら教育目標や教育課程などの統一を図り、「1つの学校」として機能する「小中一貫教育校」（図の右）です。具体的には、市全域を中学校ブロックに区分し、すべての中学校ブロックに小中一貫教育ラーニングコーディネーターを配置するほか、学校司書、A E T（英語指導助手）の配置など充実を図り、各ブロックの特色を最大限にいかした小中一貫教育を進めるというものです。

また、この小中一貫教育を全市的に進めるため、「宇治市小中一貫教育推進協議会」を設置し、小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行っています。

今後においては、小中一貫教育を推進していく中で、児童・生徒数、地域の状況、施設の老朽化などを考慮し、小中一貫校を見据えた整備を図っていきます。

4 教育を取り巻く環境の変化

社会経済の変化や時代の潮流とともに、本市及び教育を取り巻く環境も変化していくことが予想されます。

そのため、こうした環境の変化を見据えながら、生涯にわたる教育・学習環境の充実を図ることが必要です。

◎人口減少・少子高齢化の進行

◎地域における課題解決や多様性を認め合う社会の構築

◎情報通信技術（ＩＣＴ）の飛躍的な進歩



(想定される教育環境への影響の例)

- 次代を担う人材の減少
- 幼稚園児数・児童生徒数の減少
- シニア層による生涯学習活動の重要性
- 活動意欲や社会貢献意識の高い人材の必要性
- 後継者不足による地域活動の衰退
- 家庭や地域の教育力の低下懸念
- 幼児教育・保育、子育て支援ニーズの増大
- 幼児期からの多様な価値観を認め合う意識の向上の必要性
- 強い倫理感、高い人権意識
- 男女共同参画社会の進展
- グローバルな視野の重要性
- 既成概念に捉われない発想力、行動力の必要性
- ICT 環境の整備～GIGA スクール構想～
- 情報リテラシー（多様な情報を整理、活用する能力）の必要性
- 個別最適な学びと協働的な学びの充実
- 緊急事態における必要な教育活動の継続など

5 本市の教育施策にかかる主な課題

本市の教育施策を展開する上での主な課題を次のように整理します。

また、これらの課題を解消し、これから時代にふさわしい教育施策を展開するための「教育理念」を定め、理念に基づく「人間像」を確立する必要があります。

①急激に変化する予測困難な時代に対応する力の育成と最適な教育環境の構築

現在、「V U C A」（予測困難な状況）（注¹）が急速に進展する世界に直面する中で、想定されていない困難に直面した際に、解決策を見出していく力、自己の考えを大切にするとともに、他者と協調しながら新しい価値を生み出していく力を、教育を通じて子どもたちに身に付けさせていくことが重要です。

また、活躍の舞台が世界に広がっている一方で、「知・徳・体」の育成を通じた全人的な人間形成の考え方は、時代の変化を経ても色褪せることのない不易なものであり、その基礎をしっかりと身に付ける教育環境が必要になります。

その中核的な役割を担う小・中学校は、教育機能・拠点機能・ネットワーク機能を存分に発揮し、子どもの成長を支える最適な教育環境を構築することが求められます。

②子どもたちが健全に成長する環境づくり～家庭・学校・地域の協働～

全国各地と同様、本市においても、問題行動の低年齢化をはじめ、インターネット上の問題事象などを解消する必要があり、また、不登校、いじめなどに対応していく必要があります。

地域のつながりが希薄化した今日の社会において、学校だけでは解決できないこうした様々な事象に対応するために、家庭・学校・地域の三者が協働して、子どもたちの健全な成長をはぐくむことが求められています。

③市民一人ひとりの力で新しい宇治を創る生涯学習環境の充実

人口減少社会を見据え、一人ひとりがこれまで以上にまちづくりや地域社会の形成に力を発揮していくことが重要になります。

本市の持つ唯一無二の歴史・文化を存分に活用しながら、地域づくりやまちづくりに対する市民の意識を高め、地域の発展に向けて誰もがその力を発揮するような、生涯学習環境を充実していくことが求められています。

注¹ 「V U C A」（予測困難な状況）：外部環境の変化が激しい現代を「複雑で予測不能な時代」として表す言葉です。「V : Volatility（変動制）U : Uncertainty（不確実性）C : Complexity（複雑性）A : Ambiguity（曖昧性）VUCA」。

第2章 教育ビジョン

1 教育理念

古代から交通の要衝として発展してきた本市は、平安時代に貴族の別業の地として栄えたことを背景に、源氏物語宇治十帖の舞台として描かれ、華麗な王朝文化を今に伝える、他市に比類なき特長を有しています。また、宇治茶は鎌倉時代から長い歴史があり、現在も高級茶の代名詞となり、宇治で育まれた文化は世界へと広がっています。本市の長い歴史と伝統を次代に継承し「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」を誇りとする郷土愛をはぐくみ、全人的な調和のとれた市民が育つ教育の充実がますます重要になってきています。

本計画が次の改訂を迎える2033（令和15）年には、おそらく大学入試制度も変化し、就職においても、現時点では存在しない職業が存在し、技術革新による新しい生活様式の中で生きていると考えられます。

そのような時代の中で、OECD Learning Framework 2030（注²）において、「教育には、包括的で持続的な未来を作り上げていくことに貢献し、またそこから恩恵を受けることができるような知識やスキル、態度及び価値を育成していく」という極めて重要な役割がある。」と述べられています。子どもたちを教育するのは、知識や技能を身に付け、将来、働くための準備をすることだけが目的ではありません。前向きで、責任ある行動をとることができ、人と折り合いをつける社会性や積極的に社会参画することなどができる市民となっていくために身に付けるなければならないことを教えるものです。

注² OECD Learning Framework 2030：OECD（経済協力開発機構）では、2015（平成27）年から Education 2030 プロジェクトを進めており、2030（令和12）年という近未来において子どもたちに求められるコンピテンシー（資質・能力）を検討するとともに、そうしたコンピテンシーの育成につながるカリキュラムや教授法、学習評価などについて検討してきました。

その中で示されたのが OECD Learning Framework 2030（2030（令和12）年に向けた学習枠組み）で、教育制度の将来に向けたビジョンとそれを支える原則を示すものです。

また、教育は子どもたちだけではなく、教職員、保護者、地域コミュニティなど、子どもたちの学習に影響を与えている、より幅の広い関係性を認識する必要があります。これは子どもたちが目標に向かって進んでいくことを支える、双方で互恵的な協力関係のことです。子どもたちだけが学習者ではなく、誰もが学習者としてみなされるのであり、それは教職員、保護者、地域コミュニティも含むものであるという関係性です。これは生涯学習の視点からも重要な考え方です。

日本が伝統的に大切にしてきた人づくりとしての教育の価値観を、新たな価値観へと発展・深化させていく必要があります。我が国が伝統的に大切にしてきた「知・徳・体」の育成を通じた全人的な人間形成の考え方は、時代の変化を経ても色褪せることがない不易なものです。

教育委員会は、これを時代に左右されない普遍的な教育の使命と認識し、憲法と教育基本法にもとづき京都府が示す教育振興プランも踏まえた上で、先進的な教育環境の充実を図り、地域コミュニティが一体となり、協働による絆を一層深めるとともに、「ふるさと宇治」の恵まれた自然や歴史遺産、伝統文化を基盤にして、郷土を愛し、世界的視野に立ったウェルビーイング（well-being）（注³）の観点に立ち、生涯にわたり学ぶ力と自ら行動する力を備えた、未来社会と明日の宇治、日本そして、世界を切り拓く市民が育つ本市独自の教育を進めています。

このため、今後12年間の教育理念を次のように定めます。

家庭・学校・地域でささえる宇治のひとづくり・まちづくり

この教育理念に基づき、次のように目指す人間像、基本方針、取り組む施策を定めます。

注³ ウェルビーイング（well-being）：OECDの国際報告書では、「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き(functioning)と潜在能力(capabilities)である」と定義しています。well-beingは、心身の「良好な状態」や「健やかさ」「幸福度」という言葉で翻訳されることが多いですが、それらの言葉が意味するところ（定義）や解釈は人や立場、文脈によって異なります。well-beingの日本語訳については、慎重に検討する必要があり、本市の教育振興基本計画においては、国立教育政策研究所の報告書「PISA2015年調査国際結果報告書 生徒のwell-being（生徒の「健やかさ・幸福度」）」に基づき、well-beingを「健やかさ・幸福度」としています。

教育理念

家庭・学校・地域でささえる
宇治のひとづくり・まちづくり

目指す人間像

「ふるさと宇治」を愛し、グローバルな視点に立ち、
社会の変化を前向きにとらえ、主体的に考え方行動し、
よりよい人生と「あすの宇治」を創り出せる人

計画推進の視点



※子育ちとは
子ども自らが育つという力をサポートすることが大切だという考え方

取り組む施策

1 自律的かつ協働的な学びの創造	2 多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養	3 しなやかで健やかな身体の育成	4 学びを促す学校内外の環境整備	5 家庭・学校・地域の連携・協働促進	6 市民が学び合う生涯学習社会の進展	7 歴史と文化の継承・活用
------------------	----------------------	------------------	------------------	--------------------	--------------------	---------------

※上記の各施策において、ICTを積極的に活用して取り組みます。

写真等掲載予定

2 施策体系

施策 1 自律的かつ協働的な学びの創造

- (1) 小中一貫教育を柱とした学びの推進
- (2) 基礎的・基本的な知識・技能の定着
- (3) 思考力・判断力・表現力の育成
- (4) 学びに向かう力の育成
- (5) 多様なニーズに応じた教育の充実

施策 2 多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養

- (1) 人権教育、道徳教育の充実
- (2) キャリア教育の充実
- (3) インクルーシブ教育システムの構築
- (4) 人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の推進
- (5) 適切な生徒指導の推進
- (6) 不登校児童生徒の自立支援の推進
- (7) いじめ防止対策の充実

施策 3 しなやかで健やかな身体の育成

- (1) 運動習慣の定着
- (2) 健康教育の充実
- (3) 食育の充実
- (4) 安全教育の充実

施策 4 学びを促す学校内外の環境整備

- (1) 教育の機会均等の保障・充実
- (2) 児童虐待防止への対応
- (3) 教職員の指導力向上
- (4) 支援体制の強化
- (5) 学習環境の整備
- (6) 安全管理・学校危機管理体制の充実
- (7) 学校施設・設備の計画的な整備
- (8) 学校規模・配置の適正化
- (9) 教職員の働き方改革

施策 5 家庭・学校・地域の連携・協働促進

- (1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進
- (2) 家庭の教育力の向上・子育て支援の推進
- (3) 適切な情報発信の推進
- (4) 青少年の健全育成
- (5) 子ども読書活動の推進

施策 6 市民が学び合う生涯学習社会の進展

- (1) 生涯学習情報の的確な提供
- (2) 生涯学習講座の充実
- (3) 市民・地域活動への支援
- (4) 生涯学習施設の機能拡充
- (5) 質の高い生涯学習環境の推進
- (6) 図書館サービスの充実

施策 7 歴史と文化の継承・活用

- (1) 歴史・文化に対する市民の意識向上
- (2) 歴史資料・伝統文化の収集・保存・活用
- (3) 歴史資料館の充実・活用
- (4) 源氏物語ミュージアムの充実・活用

第3章 学び・教育プラン

施策1 自律的かつ協働的な学びの創造



小中一貫教育を柱とした系統的・継続的な教育実践を基盤として、ＩＣＴを効果的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを創造し、確かな学力を身につけるとともに児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、新しい時代を生きるために求められる資質・能力の育成を目指します。

[現状・課題]

- ◆ 本市の全国学力調査の結果においては、小中学校ともに、全国平均よりも低い水準にある。問題の読み取りや理解も含め、基礎的・基本的な知識・技能の習得が課題となっています。
- ◆ 「社会の変化を前向きにとらえ、主体的に行動できる人」をはぐくむため、学習指導要領において掲げられている、「知識・技能の習得」「思考力、判断力、表現力の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」が重要です。
- ◆ デジタル化がより一層進展していく中、AI（人工知能）、IoT（注⁴）等といかに共存、協業していくかが求められる時代において、認知能力に加えて、非認知能力の獲得・向上が求められています。
- ◆ I C T活用の促進に伴い、教材の多様化、デジタル化が進む中、児童生徒がより主体的・対話的で深い学びが実現できるよう、各学校において I C Tを活用し、特色ある教育活動の実施に努める必要があります。

[推進施策と主な取組]

(1) 小中一貫教育を柱とした学びの推進

- ① 義務教育9年間を見通した学習指導や、各学校が掲げる目指す子ども像の実現に向けて特色ある活動が推進できるよう支援体制の構築に努めます。

注⁴ IoT：「Internet of Things」の略で、モノ自体をインターネットに繋いでより便利に活用することです。

- ② 切れ目のない支援のため幼児期から義務教育終了まで一貫した相談・支援体制の構築に努めます。

(2) 基礎的・基本的な知識・技能の定着

- ① 各種の学力調査やA I ドリル・デジタル教材等の学習記録データ等を活用し、学年や学級の状況を分析し授業改善を図るとともに、児童生徒一人ひとりの状況分析に基づき、個に応じた学びの充実に努めます。
- ② 理数教育推進のため、関係機関との連携やI C T機器や理数教材を活用した指導や支援を充実するなど、児童生徒の興味・関心を引き出す取組を進めます。
- ③ 論理的に思考する力、コミュニケーション能力の育成、感性・情緒を高めるなど、学びを支える言語活動が図られるよう、学校図書館機能を活用した授業を展開します。
- ④ 小学校においては専科指導や教科担任制を進めるなど、より専門性をいかした授業の質の向上に努めます。
- ⑤ 児童生徒の希望進路の実現に向けて、教育委員会と校長会が一丸となった学力定着向上の取組を進めます。

(3) 思考力・判断力・表現力の育成

- ① 課題発見・解決に必要な思考力、判断力、表現力をはぐくむため、本市独自の取組である宇治学(総合的な学習の時間)において、宇治学副読本を活用し各地域の特色をいかした授業の展開や探究的な学習活動の一層の充実により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導を進めます。
- ② 各教科においては、I C Tを効果的に活用し、情報活用能力や論理的思考力を育成し、課題を解決するまでのプロセスを見える化するなど、プログラミング的思考（注⁵）を身に付けるような取組を推進します。

(4) 学びに向かう力の育成

- ① 生涯の学びを支える非認知能力の育成を支えるため、幼少期を通じた豊富な体験活動を通じて、目標や意欲、興味・関心を持ち、粘り強く、仲間と強調して取り組む学習活動を充実します。
- ② 児童生徒が、主体的に授業に参加し、新しい知識や技能を獲得することへ

注⁵ プログラミング的思考：目的を達成するために物事の筋道を考えて、計画的に実行する考え方です。

の好奇心や意欲を高めるような課題解決型学習（PBL（注⁶））の授業を展開します。

- ③ 主体的・協働的に問題を発見し、解決する能力を身に付けるために、正解のない問題に向き合うカリキュラム等の研究・実践を推進します。

（5）多様なニーズに応じた教育の充実

- ① 対面指導を基本としながらも、児童生徒の状況に応じたオンラインによる学習も組み合わせながら、子どもの多様な学びの保障に努めます。
- ② デジタル教科書などデジタル教材やICT機器を有效地に組み合わせて使用することで、子どもの学習の充実や、障害のある児童生徒等における多様な学びなど、個別最適な学びと協働的な学びの実現に努めます。
- ③ ギフテッド教育（注⁷）の視点も含め、児童生徒同士が互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す教育を進めます。
- ④ 外国語教育を通して国際理解教育とコミュニケーション能力の向上を図るため、AET（英語指導助手）を活用し、中学校においてはオールイングリッシュによる授業を目指します。
- ⑤ 各学校におけるICTを活用した教育や学校の特色をいかした理数教育、キャリア教育（注⁸）など、子どもたちの多様なニーズに応える教育活動を推進します。
- ⑥ 宇治学や教科での学習を通して宇治市の恵まれた自然環境を学ぶ、地域性をいかした環境教育を推進します。

注⁶ PBL：「課題(問題)解決型学習」と訳します。「Problem-based Learning」の略。

注⁷ ギフテッド教育：領域依存的な才能を伸長する教育及び、特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒に対する教育のことです。

注⁸ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。

●目標値・指標値

検討中

施策2 多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養



幼児期より生涯にわたり、誰もが大切にされる共生社会の実現に向けた教育を開ける中で、人権教育・道徳教育・生徒指導等の充実と多様な体験活動により、多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養を目指します。

[現状・課題]

- ◆ 依然として存在している部落差別や障害のある人、外国人等に対する差別などの人権問題に加え、インターネット上での人権侵害や性の多様性に対する理解不足、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など、新たな課題が顕在化しています。
- ◆ 児童生徒が自らの生き方を考え、主体的に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や社会性・創造性を涵養する教育が求められています。
- ◆ 特別支援学級に在籍している児童生徒や通級による指導が必要とされる児童生徒が増加している中、特別支援教育コーディネーターを中心としたきめ細やかな支援体制の構築が課題となっています。
- ◆ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒が増加しており、児童生徒の学習面および生活面での支援が課題となっています。
- ◆ 就学・就園支援について、相談件数の増加、教育的ニーズの多様化に対して、切れ目ない支援につながるように、関係機関との連携と相談支援を継続するとともに、幼小連携において、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムを充実する必要があります。
- ◆ 乳幼児期の経験と一人ひとりの特性を踏まえた指導、「主体的・対話的で深い学び」について、学校種や施設類型を越えて理解を深め、発達と学びの連続性を確保する必要があります。

- ◆ 近年の不登校の低年齢化の中での増加傾向や専門的な対応の必要性など、不登校児童生徒自立支援教室（以下、「Uji ふれあい教室」という。）の施設の整備、体制について検討していく必要があります。
- ◆ 不登校の要因や背景は多様化しており、様々なことが相互に関連しているケースが増加しています。学校のみならず、子どもが置かれた環境にも影響を受けている可能性を踏まえた対応が求められています。
- ◆ 子どもたちが出すサインを早期に受け止め、対応できるような相談体制の整備を行う必要があります。
- ◆ いじめの問題は、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものと捉えて適切に対応していくため、適切な指導体制、相談体制の確保と教員の指導力の向上を継続して取り組む必要があります。

〔推進施策と主な取組〕

（1）人権教育、道徳教育の充実

- ① 一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して、あらゆる人々が個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に發揮することができる教育を進めます。
- ② 知的理解を深め、望ましい人権感覚を身に付けるため、特に若手の教員を対象とした人権教育研修等について充実を図るとともに、教育活動全体を通して児童生徒が高い人権意識を持てるよう、各学校において計画的に人権教育を進めます。
- ③ 道徳教育の目標に基づき、より良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己を見つめ、物事を多面的多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習の工夫を道徳科の指導を中心に教育活動全体で進めます。
- ④ 人権教育や障害のある人、外国人、L G B T Q 等の様々な社会的少数者に関する取組を進め、多様性を認め合う共生社会の実現を目指します。

（2）キャリア教育の充実

- ① 社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力の育成のため、宇治学副読本や I C T 機器の活用等も取り入れた指導を進め、職場体験などキャリア教育の取組を進めます。

（3）インクルーシブ教育システム（注⁹）の構築

- ① 特別支援学級や通級指導教室に通級する児童生徒の増加に対応するため、府教委と連携し適切に対応するとともに、医療的ケアも含め、児童生徒一人ひとりの状況や特性等に応じた適切な指導及びきめ細やかな支援体制の構築を進めます。
- ② 共生社会の形成に向け、障害のある子もない子も共に学び、共に様々な体験をし、多様な人たちと関わりながら、心のふれあいを深め、他者への思いやりや社会性を育えるよう、取組を推進します。
- ③ 一人ひとりの多様性に配慮し、全ての子どもが安心して過ごせる環境や関わりを追求し、質の向上によるインクルーシブな教育の実現に努めます。

（4）人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の推進

- ① 幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う幼児教育・保育の質向上に努めます。
- ② 小学校教育への緊密な連携・円滑な接続を推進するため、就学前児童との交流活動の実施や、京都府の幼児教育センター等と連携した幼稚園教諭・保育士等と小学校教諭との合同研修・保幼小接続のカリキュラム研究等を進めます。

（5）適切な生徒指導の推進

- ① 児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるために、生徒指導に関する継続した適切な指導体制、相談体制の確保と教職員の指導力の向上を推進します。
- ② 「成長を促す指導」や「予防的な指導」に重点を置き、児童生徒の自尊感情や自己有用感を育成し、問題行動を未然に防止できるよう積極的な生徒指導を推進します。

（6）不登校児童生徒の自立支援の推進

- ① 本市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、集団で活動できるよう体制の強化と施設整備について検討します。

注⁹ インクルーシブ教育システム：障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みで、障害のある人が一般的な教育制度から排除されること、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

- ② 不登校児童生徒とその保護者及び学校への支援を行うとともに、教育・医療・福祉など、学校と関係機関との連携を図ります。
- ③ 児童生徒の悩みなどの傾聴と児童生徒の心のゆとりが生まれるよう相談体制の整備を進めます。

(7) いじめ防止対策の充実

- ① 人権教育や道徳教育の中で子どもが話し合うなどの学習活動を通して、自己を大切にし、人を思いやる豊かな心をはぐくむ取組を推進します。
- ② いじめの実態を把握するため、児童生徒に対して毎年アンケート調査を実施するとともに、教職員が子どもの些細な変化に敏感に気づくことができるように、校内研修を行うなど、いじめの早期発見・早期対応・再発防止に努めます。
- ③ 教職員がいじめ防止対策推進法の主旨を踏まえ、保護者、地域社会、関係機関との連携を図り、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめに適切に対処できるよう研修を行います。
- ④ 校内のいじめ防止対策委員会について、組織としていじめの認知を機動的に行い、実効性のある対応が行えるように努めます。
- ⑤ SNS等を使用したインターネット上のいじめに対応するため、児童生徒が情報リテラシーを身に付けることができるよう、保護者への啓発にも取り組みます。

●目標値・指標値

検討中

からだ 施策3 しなやかで健やかな身体の育成



体を動かす習慣を身に付け、運動・スポーツの楽しさを味わうこと、家庭・学校・地域との協働により進める健康教育、食育、安全教育を開拓する中で、児童生徒が健やかな身体をはぐくむとともに、安全についての必要な知識と健康的な生活習慣の定着を促すことで、健やかな身体の育成を目指します。

[現状・課題]

- ◆ 本市児童生徒の体力の現状（令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査）は、全国平均と比較するとやや下回るものとなっており、児童生徒の体力向上や運動習慣の定着のため、さらに運動・スポーツを実践する機会を充実することが求められています。
- ◆ 児童生徒が健康な生活を営むため、健康的な生活習慣の確立を目指し、健康教育に取り組んでいます。また、各種検診等や「子育て支援医療費支給制度」の実施により、児童生徒の疾病予防及び治療に大きな役割を果たしています。
- ◆ 学校での保健教育の取組に加え、家庭と連携した食育を含めた健康教育をより一層推進し、児童生徒が家庭において規則正しい生活リズムと望ましい食習慣を実践できるよう取り組む必要があります。
- ◆ これまで小学校のみで実施してきた完全給食・全員喫食について、中学校においても実施していくことを目指し、中学校給食基本構想を策定しました。
- ◆ 地域との連携や協力をもとに、地域ぐるみで子どもの安全を守る活動を実施していますが、今後も地域との連携協働のもと、継続して取り組んでいく必要があります。

〔推進施策と主な取組〕

(1) 運動習慣の定着

- ① 幼児期より体を動かすことの楽しさを体感できるよう、幼児教育・保育において、体を動かす遊びをより充実させるため、指導の工夫をするとともに、家庭と連携しながら、運動に親しむ習慣・環境づくりに努めます。
- ② 体育・部活動における事故防止や、運動の楽しさを感じることのできる授業の工夫など、児童生徒の個々の運動能力や体力の実態等に応じて適切な指導計画を立てることができるように、教職員等への専門的な研修の実施による指導力向上を推進します。
- ③ 部活動においては、生徒のバランスのとれた生活の確保や、身体的・精神的な負担軽減のため、「宇治市部活動指導指針」に基づく部活動指導を推進します。

(2) 健康教育の充実

- ① 児童生徒が健康な生活を送ることができるよう、学校と家庭が連携して、規則正しい生活習慣の定着を促進するとともに、各種検診等の実施により、疾病の早期発見や感染症予防に努めます。
- ② 児童生徒が健やかに生活するため、飲酒・喫煙・薬物乱用・の防止や性に関する正しい知識と望ましい行動選択ができるよう、指導の充実を図ります。
- ③ ネット・ゲーム依存に対する知識の普及と啓発を促し、児童・生徒がネット・ゲームのメリットだけでなく、デメリットも十分に理解し、適切に利用できるような情報リテラシーの学習に努めます。

(3) 食育の充実

- ① 学校給食や家庭科、宇治学、特別活動の時間等を活用した食に関する指導を通じ、児童生徒が食の大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けるよう、家庭や地域社会と連携した食育を推進します。
- ② 学校給食などで地産地消を推進するとともに、行事食を提供するなど、食を通じて地域や伝統・文化への理解と関心を高めるよう努めます。
- ③ 小学校給食に加え、中学校においても給食を実施し、食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることを目指します。

(4) 安全教育の充実

- ① 児童生徒が災害・事故・犯罪から身を守る危険予測や危機回避能力を身に

付けるため、必要な知識を学習するとともに、学校毎に地域との連携を踏まえた防犯・防災教育の充実を図ります。

- ② 関係部局と連携して、通学路の安全対策の取組を推進します。
- ③ 各園各学校の安全対策の基本となるマニュアルの共有を図るとともに、必要に応じて、検証・改善を行います。
- ④ インターネットやSNS等を利用する上で、その特性や危険性を知り、情報社会の中で、安全に情報の収集や発信ができるよう、関係機関とも連携し情報モラル教育を推進します。

●目標値・指標値

検討中

施策4 学びを促す学校内外の環境整備



多様な子どもたちを誰一人取り残すことないよう、各種支援体制の強化や学校施設の整備を図り、安全安心で豊かな教育を実現するための教育環境の充実を目指します。

[現状・課題]

- ◆ 子どもの貧困問題、ヤングケアラー（注¹⁰）への支援については、関係機関と連携した対応等、教育の機会均等を保障するための取組が必要となっています。
- ◆ いじめ事象への対応をはじめとした問題行動への学校の対応力を高めていく必要があります。
- ◆ 学校組織力・指導力やICT活用スキルの向上が一層求められています。
- ◆ 児童虐待をはじめ、学校だけでは対応が困難な家庭への支援が課題となっています。
- ◆ 各学校における特色ある教育活動の展開や多様化する教育ニーズに対応するため、地域や企業などの民間活力との連携・協働にさらに取り組む必要があります。
- ◆ 児童生徒数の減少が進行していく中で、学校規模・学校配置の適正化について取り組む必要があります。
- ◆ ICT活用の促進に伴い、教材の多様化、デジタル化が進む中、各学校において特色ある教育活動を実施するため、さらなる教育環境の充実に努める必要があります。
- ◆ 学校施設については、建築後30年以上経過しているものが約8割を超えており、今後、より効果的・計画的に改修や改築を進めていく必要があります。

注¹⁰ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

- ◆ 児童生徒の安全を確保するため、屋内運動場等の非構造部材の耐震改修を進める必要があります。

[推進施策と主な取組]

(1) 教育の機会均等の保障・充実

- ① 就学援助や特別支援教育就学奨励などの支援制度を適切に運用し、家庭の経済的な理由により、子どもの学習の機会が損なわれることのないように支援します。
- ② 日本語指導が必要な児童生徒が安心して学べるよう、府教委と連携しながら支援員の配置を進めるとともに、ＩＣＴを活用するなど日本語指導体制の整備を推進します。
- ③ ヤングケアラーについて、適切な支援につなげられるよう、関係機関（医療・介護・福祉等）との連携を推進します。

(2) 児童虐待防止への対応

- ① 児童虐待の早期発見・早期解決のための教員研修の充実とスクールカウンセラーや児童相談所及び関係機関との連携強化を図ります。
- ② 経済的に困難な状態に置かれている子供に対し、基礎学力の定着と希望する進路の実現を図るため、スクールソーシャルワーカーなど専門家による家庭への訪問など、家庭での基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着を目指して家庭・地域との連携した取組を進めます。

(3) 教職員の指導力向上

- ① 社会の変化に対応した教育活動や質の高い教育を実践するため、学校教育に係る体系的な教職員研修と校内研修、管理職へのマネジメントに係る講座、教員のＩＣＴ活用力や経験に応じた教師力養成に係る講座など、京都府総合教育センターとも連携し、研修機会の確保・充実に努めます。
- ② すべての教員がインクルーシブな教育を推進していくことができるよう、各学校の特別支援コーディネーターを中心とした多様な職員研修を通して、特別支援教育の基礎的知識を備え、個に応じた適切な指導や支援ができる教員の育成を進めます。
- ③ 適切な指導体制、相談体制の確保といじめへの対応をはじめとする問題行動に対する教員の指導の向上を図るために研修を充実させます。
- ④ 各学校に人権教育推進員を配置し、児童生徒が人権の意義やその重要性に

について正しく理解し、自他の人権の大切さを認め、人権課題の解決に向けた具体的な態度や行動へつなぐことができる人権感覚の育成を図る指導の中核となり、関係機関等と連携し、校内における研修や交流を実施します。

（4）支援体制の強化

- ① 各学校における特色ある教育活動の展開や多様化する教育ニーズに対応するため、地域や企業などの民間活力を効果的に活用できるよう支援します。
- ② 合理的配慮を教育活動全体で進め、個別の教育支援計画を活用する等、多角的で一貫した特別支援の充実に努めます。
- ③ 特別支援学級、通級指導教室について、府教委と連携し適切に対応することで、障害の状況や特性等に応じた適切な指導を進めるとともに教育環境の充実に努めます。
- ④ 医療的ケア児の受け入れ等、共生社会の実現に向けた校内体制の充実を図る中で、支援員を活用する等、障害のある児童生徒の教育的ニーズへのきめ細やかな対応を進めます。

（5）学習環境の整備

- ① 1人1台端末の環境を維持し、多様な学びに対応するICTを効果的に利活用できるよう環境の整備を図るとともに、教員のICT活用のスキル向上が図れるよう支援を進めます。
- ② 小学校の学級編制を1学級あたり35人に段階的に進めます。

（6）安全管理・学校危機管理体制の充実

- ① 幼稚園や小中学校への不審者の侵入を防ぎ、また安全管理体制を高めるため、防犯カメラやセンサー、各教室の緊急通報システムを活用します。
- ② 幼稚園・小学校では学校運営支援員が、校門の安全管理や防犯カメラのモニター監視、校内巡回の活動を行います。また、さらなる安全管理体制となるように、様々な安全確保の手法について継続して検討していきます。
- ③ 登下校時における見守りボランティアの活動については、地域の協力を得て進めていきます。

（7）学校施設・設備の計画的な整備

- ① 「宇治市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の予防保全を計画的・効率的に実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ② 非構造部材の耐震改修等を順次、計画的に実施します。

- ③ 一人一台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新しい時代の学びを支える教育環境の実現を目指します。

(8) 学校規模・配置の適正化

- ① 児童生徒数の減少の状況、施設の老朽化、地域情勢などを踏まえ、学校規模・配置について、周辺校も含めて小中一貫校の整備等について検討していきます。
- ② 分散進学によって生じる課題を整理し、通学の安全、地域コミュニティ等に配慮した分散進学の解消策を検討していきます。

(9) 教職員の働き方改革

- ① 長時間勤務抑制のため、業務・行事に対して、改善やあり方の見直しの視点を持ち、学校における勤務時間を意識した働き方を推進します。
- ② 部活動においては、生徒に対して適切な休養日を設定するなど、「宇治市部活動指導指針」の遵守を徹底することで、部活動を指導する教員が長時間勤務とならないよう努めます。

●目標値・指標値

検討中

施策 5 家庭・学校・地域の連携・協働促進



家庭・学校・地域が連携・協働して、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに地域社会全体の教育力の向上を目指します。

[現状・課題]

- ◆ V U C A（予測困難な状況）の時代に必要な力を児童生徒が身に付けるために、家庭・学校・地域が、目指す子ども像など目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進が必要です。
- ◆ 地域を創生する地域学校協働活動を一体的に推進するためには各学校との連携・協力・支援の継続が必要です。また、地域住民や保護者だけでなく、地域の企業や大学、自治会、青少年の健全育成にかかる団体等に、地域学校協働活動を広報、周知し、地域の方の参画を得ながら、連携・協働していく必要があります。
- ◆ 家族構成の変化が進む中、子育てで悩み孤立する保護者の増加が課題となっています。さらに地域の実態や保護者の就労状況等に応じた子育て支援や、幼児教育・保育の充実が課題となっています。
- ◆ 各種教育施策を推進していくにあたり、家庭や地域への効果的な広報活動を展開していく必要があります。
- ◆ 子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、事業活動の充実や保護者や子育て世代との交流の促進を図る必要があります。また、地域全体で青少年の健全育成の取組を推進していく必要があります。
- ◆ 活字離れが進む中、子どもの読書活動を支え、学習意欲の向上を図るために、図書館の児童書等の充実、読書環境の整備、読書を好まない子どもや保護者への働きかけを推進していく必要があります。

〔推進施策と主な取組〕

- (1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進
- ① 学校運営協議会と地域学校協働本部を設置し、両者を一体的に推進することで、家庭・学校・地域がそれぞれの強みをいかしてつながり、子ども達をはぐくんでいきます。
 - ② 地域学校協働活動を推進していく中で、放課後子ども教室、子どもの見守り活動、子どもの体験活動など、積極的に子どもを地域ではぐくむための取組を進めます。
 - ③ 地域学校協働本部の設置・運営を支援するとともに、地域学校協働活動推進員の養成・資質向上に向けた研修会等を実施します。
- (2) 家庭の教育力の向上・子育て支援の推進
- ① 保護者からの教育相談や未就園児事業などを通して、子育てに悩みを抱える保護者の支援に努めます。
 - ② 社会が多様化し、保護者の就労状況やライフスタイルが変化する中、小学校入学までにはぐくみたい力の育成に向け、就学前児童の教育・保育について関係部局と連携して検討を行うなど、子育て支援のより一層の充実に努めます。
 - ③ 不登校等で悩む保護者が、子どもとのかかわり方について考え、子どもの心に寄り添うための学習会を実施します。
- (3) 適切な情報発信の推進
- ① 保護者や市民に教育施策など、適宜周知を図るため、教育だよりやホームページ・SNSといったICTも活用するなど、各施策に応じた適切な情報発信に努めます。
 - ② インターネットやSNSのトラブル、薬物乱用等の今日的な危険から子どもを守るための活動を支援します。
- (4) 青少年の健全育成
- ① 青少年健全育成協議会、少年補導委員会、連合育友会など各種関係団体が相互に連携しながら、青少年健全育成のための取組を推進します。
 - ② 人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、より一層、事業活動の充実を図るとともに、保護者や子育て世代との交流の促進や学力向上につながる事業の推進に努めます。
 - ③ 青少年センターの活動について、市内全域からより多くの子どもの参加を

促すため、事業内容を充実させます。

- ④ 生涯学習活動のため施設を利用している団体と協働し、青少年向け事業の一層の充実と世代間の交流促進の取組を推進します。

(5) 子ども読書活動の推進

- ① 子どもが読書に親しむ機会を提供し、自主的な読書活動を推進するため、子どもの読書環境を整備する取組を進めます。
- ② 子どもや保護者の読書意欲を高め、家庭での読み聞かせや家族で一緒に読書を楽しむ「家読（うちどく）」の活動を推進します。

●目標値・指標値

検討中

施策 6 市民が学び合う生涯学習社会の進展



人生 100 年時代の到来に向け、豊かな人生を送ることができるよう、市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと学び合い、地域の発展に力を發揮する生涯学習環境の実現を目指します。

[現状・課題]

- ◆ 人生 100 年時代においては、市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして活躍できることが求められるため、市内の生涯学習活動情報を収集し、生涯学習及び地域活動等に取り組むまたは取り組みたい市民に提供していく必要があります。
- ◆ 社会を取り巻く環境が急激に変化する中、新しい時代に対応し、多種多様な学習機会の提供に取り組む必要があります。
- ◆ 学んだ成果は、学んだ本人のみならず広く社会全体に還元され、社会の安定や維持・発展の原動力となることが期待されるため、学習や活動をコーディネートする人材の育成や活用をしていくことが求められています。
- ◆ 多様なライフスタイルやライフステージの変化に応じた生き方や働き方がいっそう求められているため、誰もが、自ら学び自ら考える力をはぐくむことができるよう、時間的・空間的な制約を超えて、いつでもどこでも気軽に学び合うことができる環境を整備する必要があります。
- ◆ 子どもや若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養に資するものであり、社会教育、学校教育の垣根を越えて充実を図る必要があります。
- ◆ 依然として存在している部落差別や障害のある人、外国人等に対する差別などの人権問題に加え、インターネット上での人権侵害や性の多様性に対する理解不足、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など、新たな課題が顕在化しているため、人権について正しい理解を深める教育が必要です。

- ◆ 従来の紙媒体の資料に加え、ＩＣＴ機器を使った情報収集が求められる今日、インターネットやコンピューターの使用が得意・不得意な人との間に生じる情報格差の解消とともに情報リテラシーの向上が求められています。
- ◆ 総合野外活動センターは探究的な学びが可能となる教育施設であるとともに、地域の振興の拠点としての役割を果たしてきました。今後さらに施設の特長を生かした学びの充実が必要です。
- ◆ 図書館は、幅広い図書館資料の収集や提供に努めてきました。今後は、サービス拠点の拡大、図書館のＩＣＴ化、来館を前提としない図書館サービスの充実を図る必要があります。

[推進施策と主な取組]

(1) 生涯学習情報の的確な提供

- ① 市民が学んだ成果を地域や社会に還元する「市民が学び合う生涯学習社会」の進展を目指します。
- ② 市内の生涯学習活動情報について、生涯学習及び地域活動に取り組む市民から情報を収集し、これを広く提供する機会の拡充を図ります。
- ③ ＩＣＴの進展やポストコロナ時代の新しい日常に対応するように、ＩＣＴ機器の使用が得意・不得意な人との間に生じる情報格差の解消に努めます。
- ④ 障害のある人、外国人、ＬＧＢＴＱ等の様々な社会的少数者に関する取組を進め、多様性を認め合う共生社会の実現を目指します。
- ⑤ 生涯にわたる学びを支援するための図書館資料や情報を収集し提供します。

(2) 生涯学習講座の充実

- ① 人生100年時代が到来し、社会情勢の変化が著しい現代にあって、市民一人ひとりが学びを通して豊かな人生を送ることができるよう、多様なニーズに応じた学びを推進します。「市民が学び合う生涯学習社会」の進展に向けた講座を企画運営し、市民が学んだ成果を社会に還元する機会の充実を図ります。
- ② 学習拠点施設の特長をいかした独自の活動の充実を図ります。
- ③ ＩＣＴを活用して、いつでもどこでも学習できる環境づくりを推進します。
- ④ 地域の特色をいかした学習講座の充実を図ります。
- ⑤ 子どもや若者が地域の課題解決に主体的に関わることができるような機会の充実を図ります。

- ⑥ 人権教育及び人権啓発の視点を取り入れた学習講座の充実を図ります。

(3) 市民・地域活動への支援

- ① 学習や活動をコーディネートする人材の育成や活用に努めます。
- ② 豊かな地域づくりへの展開を支援する専門人材である社会教育士の資格取得を支援します。
- ③ 大学等と協働して、個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育（注¹¹）を推進します。
- ④ 「うじ市民活動サポート事業」や「市民まなびの集い（宇治まなびんぐ）」など、市民が企画・運営する事業を支援します。
- ⑤ 講座履修後に自主的な学習活動やイベントでの学習成果の発表を行うなど、「市民が学び合う生涯学習社会」を推進する仕組みの充実を図ります。
- ⑥ 市民が学習成果を社会に還元する取組を行えるよう、機会の提供やコーディネートに努めます。
- ⑦ 障害のある人の社会参加を目指した学習活動を推進します。
- ⑧ 地域における豊かな学びを推進するため、多様な主体が協働し、共に学び合えるよう努めます。
- ⑨ いきいきと豊かな生活を送ることができるよう、ライフステージにおけるニーズに応じて子どもから大人まで生涯にわたる学びを支援します。

(4) 生涯学習施設の機能拡充

- ① 市民要望に応える学習拠点施設とするため、計画的な改修及び整備を進めます。
- ② 学校施設利用の利便性向上のため、計画的な改修及び整備を進めます。

(5) 質の高い生涯学習環境の推進

- ① 質の高い生涯学習活動が実施されるよう、生涯学習審議会等で審議された内容や研究報告を施策展開に活用します。
- ② 大学等と生涯学習に関するネットワークを構築し、情報の収集、共有及び発信を進めます。
- ③ 他分野の市民団体のネットワークが広がるよう、交流機会の拡大や情報共有に努めます。

注¹¹ リカレント教育：学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていく社会人の学びのことです。

（6）図書館サービスの充実

- ① 図書館資料の充実やサービス拠点の拡大を図るとともに、ＩＣＴ環境を整備し、誰もが利用しやすい図書館を目指します。
- ② 読書活動や生涯学習を推進するための図書展示やイベントの充実を図ります。
- ③ 図書館事業計画に基づき図書館サービスの充実に努めます。
- ④ 図書館では「おはなし会」や「図書館見学」などを通じて子どもの読書活動を啓発するとともに、子どもが読書習慣を身に付け、知的好奇心を高めることができる取組を実施します。
- ⑤ 地域・家庭文庫に団体貸出しを行うほか、図書館ボランティアの活動を支援し、活動の機会や場所を提供します。
- ⑥ 図書館では、中学生の体験学習の受入れや、学校への団体貸出、不登校児童生徒の読書活動支援等の取組を継続し、さらに学校との連携を深めます。

●目標値・指標値

検討中

施策7 歴史と文化の継承・活用



貴重な宇治の歴史や文化を世界に発信し、未来に継承し、歴史資料や伝統文化を保存・活用することで、市民の歴史・文化意識の醸成を目指します。

[現状と課題]

- ◆ 歴史や貴重な文化を継承するためには、歴史・文化に関する市民の関心や理解・協力が必要です。
- ◆ 史跡の整備や文化的景観の修理事業などをはじめとする文化財行政の推進を図る必要があります。
- ◆ 調査・研究から得られた成果を特別展・特別企画展・企画展といった展示活動や講座・講演会などの教育普及活動を通して、市民の歴史・文化意識の醸成に資する必要があります。
- ◆ 子どもたちの「豊かな心の育成」を目指し、歴史資料やそこから得られた最新の研究成果を活用して「宇治学」をはじめとする学校教育と連携した学習支援や、『源氏物語』をきっかけとして古典への造詣を深めるための学習機会を提供し、宇治の歴史・文化を守り伝えていく必要があります。
- ◆ 生涯学習施設・学校・各種団体との協働を一層進めるとともに、歴史資料館と源氏物語ミュージアムの教育的機能を活用した学習機会のさらなる充実が必要です。

[推進施策と主な取組]

(1) 歴史・文化に対する市民の意識向上

- ① 文化的景観の修理事業を実施し、その保存を図るとともに、文化的景観の制度や内容について、市民への啓発に努めます。
- ② 未指定文化財について調査を行い、重要かつ歴史上・芸術上価値が高いものを市指定文化財に指定し、文化財保護の推進に努めます。
- ③ 発掘調査を実施し、記録の作成を行うとともに、多くの市民に埋蔵文化財に対する興味や親しみを感じてもらうべく、発掘成果を公開し、周知を図

ります。

(2) 歴史資料・伝統文化の収集・保存・活用

- ① 本市の地域資源の活用を図るため、その根幹となる歴史資料の収集・保存と調査・研究を進めます。
- ② 収蔵資料を広く活用・公開していくためデジタルアーカイブ（注¹²）の導入を行います。
- ③ 専門的・学術的な文化財の価値を市民にわかりやすく伝えるため、大学や研究機関と、協働して、調査・研究を進め、多様な手法で学習機会の提供・情報発信に努めます。

(3) 歴史資料館の充実・活用

- ① 本市の歴史や地域資源を現代に伝える古文書や民具などの魅力を特別展や企画展を通して、発信します。
- ② 調査・研究の成果を反映した講座、ワークショップなどを実施するとともに、学校へのアウトリーチ活動など、多様なニーズに応じた教育普及活動を通して、「ふるさと宇治」への意識向上と愛着心をはぐくみます。

(4) 源氏物語ミュージアムの充実・活用

- ① 本市の誇る文化を市内外の人々に広く周知するため、平安文化を代表する『源氏物語』を様々な視点で捉えた特別企画展や企画展を開催します。
- ② 古典文化の普及と観光・文化・芸術の振興を図るため、源氏物語ミュージアムにおいて、調査・研究成果に基づいた展示・講座を実施するとともに、効果的な情報発信・広報の取組を推進します。
- ③ 「古典の日（毎年 11 月 1 日）」の法制化を踏まえ、古典に関する学習機会の提供を進めます。古典の入門や、古典に親しみきっかけづくりとなる事業を展開します。
- ④ 地域と協働した観光振興や歴史・文化の学習に関する機能が発揮できるよう、順次施設整備機器の更新を行います。

●目標値・指標値

検討中

注¹² デジタルアーカイブ：有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供することです。

SDGs から見た第 2 次宇治市教育振興基本計画

本計画に掲げる施策と、SDGs（Sustainable Development Goals〈持続可能な開発目標〉）との関連について整理しました。



目標 1 貧困をなくそう

「施策 2」多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養

（5）適切な生徒指導の推進

「施策 3」しなやかで健やかな身体の育成

（2）健康教育の充実（4）安全教育の充実

「施策 4」学びを促す学校内外の環境整備

（1）教育の機会均等の保障・充実



目標 2 飢餓をゼロに

「施策 3」しなやかで健やかな身体の育成

（2）健康教育の充実（3）食育の充実

「施策 4」学びを促す学校内外の環境整備

（1）教育の機会均等の保障・充実



目標 3 すべての人に健康と福祉を

「施策 3」しなやかで健やかな身体の育成

（1）運動習慣の定着（2）健康教育の充実（4）安全教育の充実

「施策 4」学びを促す学校内外の環境整備

（1）教育の機会均等の保障・充実

「施策 6」市民が学び合う生涯学習社会の進展

（1）生涯学習情報の的確な提供（2）生涯学習講座の充実

（3）市民・地域活動への支援（4）生涯学習施設の機能拡充

（5）質の高い生涯学習環境の推進



目標 4 質の高い教育をみんなに

「施策 1」自律的かつ協働的な学びの創造

（1）小中一貫教育を柱とした学びの推進

（2）基礎的・基本的な知識・技能の定着

（3）思考力・判断力・表現力の育成

（4）学びに向かう力の育成

（5）多様なニーズに応じた教育の充実

「施策 2」多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養

- (1) 人権教育、道徳教育の充実 (2) キャリア教育の充実
- (3) インクルーシブ教育システムの構築
- (4) 人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の推進
- (5) 適切な生徒指導の推進 (6) 不登校児童生徒の自立支援の推進
- (7) いじめ防止対策の充実

「施策3」しなやかで健やかな身体の育成

- (1) 運動習慣の定着（体力向上）(2) 健康教育の充実
- (3) 食育の充実 (4) 安全教育の充実

「施策4」学びを促す学校内外の環境整備

- (1) 教育の機会均等の保障・充実

「施策6」市民が学び合う生涯学習社会の進展

- (1) 生涯学習情報の的確な提供 (2) 生涯学習講座の充実
- (3) 市民・地域活動への支援 (4) 生涯学習施設の機能拡充
- (5) 質の高い生涯学習環境の推進 (6) 図書館サービスの充実

「施策7」歴史と文化の継承・活用

- (1) 歴史・文化に対する市民の意識向上



目標5 ジェンダー平等を実現しよう

「施策2」多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養

- (1) 人権教育、道徳教育の充実

「施策4」学びを促す学校内外の環境整備

- (1) 教育の機会均等の保障・充実 (4) 支援体制の強化
- (7) 学校施設・設備の計画的な整備

「施策5」家庭・学校・地域の連携・協働促進

- (2) 家庭の教育力の向上・子育て支援の推進

「施策6」市民が学び合う生涯学習社会の進展

- (1) 生涯学習情報の的確な提供



目標6 安全な水とトイレを世界中に

「施策1」自律的かつ協働的な学びの創造

- (5) 多様なニーズに応じた教育の充実

「施策4」学びを促す学校内外の環境整備

- (7) 学校施設・設備の計画的な整備



目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

「施策1」自律的かつ協働的な学びの創造

- (5) 多様なニーズに応じた教育の充実

「施策4」学びを促す学校内外の環境整備

(7) 学校施設・設備の計画的な整備



目標 8 働きがいも経済成長も

「施策 1」自律的かつ協働的な学びの創造

(5) 多様なニーズに応じた教育の充実

「施策 2」多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養

(2) キャリア教育の充実



目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

「施策 1」自律的かつ協働的な学びの創造

(5) 多様なニーズに応じた教育の充実

「施策 4」学びを促す学校内外の環境整備

(5) 学習環境の整備



目標 10 人や国も不平等をなくそう

「施策 2」多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養

(1) 人権教育、道徳教育の充実

「施策 6」市民が学び合う生涯学習社会の進展

(1) 生涯学習情報の的確な提供 (2) 生涯学習講座の充実

(5) 質の高い生涯学習環境の推進



目標 11 住み続けられるまちづくりを

「施策 4」学びを促す学校内外の環境整備

(7) 学校施設・設備の計画的な整備

(8) 学校規模・配置の適正化

「施策 6」市民が学び合う生涯学習社会の進展

(1) 生涯学習情報の的確な提供 (2) 生涯学習講座の充実

(3) 市民・地域活動への支援 (4) 生涯学習施設の機能拡充

(5) 質の高い生涯学習環境の推進 (6) 図書館サービスの充実



目標 12 つくる責任つかう責任

「施策 1」自律的かつ協働的な学びの創造

(5) 多様なニーズに応じた教育の充実

「施策 3」しなやかで健やかな身体の育成

(3) 食育の充実

「施策 4」学びを促す学校内外の環境整備

(7) 学校施設・設備の計画的な整備



目標 13 気候変動に具体的な対策を

「施策 1」自律的かつ協働的な学びの創造

(5) 多様なニーズに応じた教育の充実

「施策 3」しなやかで健やかな身体の育成

(4) 安全教育の充実

「施策 4」学びを促す学校内外の環境整備

(7) 学校施設・設備の計画的な整備



目標 14 海の豊かさを守ろう

「施策 1」自律的かつ協働的な学びの創造

(5) 多様なニーズに応じた教育の充実



目標 15 陸の豊かさを守ろう

「施策 1」自律的かつ協働的な学びの創造

(5) 多様なニーズに応じた教育の充実



目標 16 平和と公正をすべての人に

「施策 1」自律的かつ協働的な学びの創造

(5) 多様なニーズに応じた教育の充実

「施策 2」多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養

(1) 人権教育、道徳教育の充実

(4) 人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の推進

(5) 適切な生徒指導の推進 (7) いじめ防止対策の充実

「施策 5」家庭・学校・地域の連携・協働促進

(4) 青少年の健全育成



目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう

「施策 2」多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養

(2) キャリア教育の充実

「施策 5」家庭・学校・地域の連携・協働促進

(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進

「施策 6」市民が学び合う生涯学習社会の進展

(3) 市民・地域活動への支援

「施策 7」歴史と文化の継承・活用

(2) 歴史資料・伝統文化の収集・保存・活用

第4章 計画の推進

① 的確な情報の発信と家庭・学校・地域との連携

教育施策の推進にあたっては、家庭・学校・地域（団体・大学・企業を含む）がそれぞれの役割を果たし、相互の協力と連携することが不可欠です。

そのため、教育委員会は、学校教育と社会教育のつながりを強化し、組織的・一体的な取組を進めるとともに、各施策の意義や目的、進捗状況などの情報発信を積極的に実施し、家庭・学校・地域との連携を図ります。

② 計画の推進

教育委員会を中心に、行政内の関連部署と緊密に連携し、本計画の着実な推進を図ります。また、国・京都府をはじめ、府外を含む関係機関と積極的な連携を図り、最新の知見をいかした、より質の高い教育施策に努めます。

教育委員会において、本計画の進捗状況について、毎年度点検・評価し、施策の効果・成果、課題の検証を行い、計画の目標を達成するため必要な対策を講じます。

なお、特段の事由がある場合には計画期間の途中に見直しを行います。

参考資料

I 宇治市教育振興基本計画策定委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく宇治市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定等を行うに当たり、宇治市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担任事務)

第2条 委員会の次の各号に掲げる事項について、委員相互の意見の交換、調整等を行う。

- (1) 基本計画の策定等に関すること
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (3) 小学校及び中学校代表
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から基本計画の策定等の完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

- 第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要項は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 この要項による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。

2 宇治市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

2021（令和3）年度

（◎委員長 ○副委員長 敬称略）

区分	氏名	備考
学識経験者	◎ 楠原 穎宏	京都教育大学 教授
	桑原 千幸	京都文教短期大学 准教授
小中保護者代表	丹羽 寛美	宇治市連合育友会 会長（広野中学校）
	竹内 理	宇治市連合育友会 副会長（三室戸小学校）
小中学校代表	島田 尚明	菟道小学校 校長
	○ 吉田 英司	北宇治中学校 校長

事務局

宇治市教育委員会事務局教育総務課

3 宇治市教育振興基本計画策定経緯

年月日	会議内容等	内容
2021（令和3）年 5月28日	第1回宇治市教育振興 基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宇治市教育振興基本計画策定のスケ ジュール ○ 宇治市教育振興基本計画策定につい て <ul style="list-style-type: none"> (1) 現行の宇治市教育振興基本計 画について (2) 現行の計画における目標値・ 指標値の進捗状況について (3) 国の流れと今年度策定され た府の教育振興プランについて ○ 自由討議
同年8月25日	第2回宇治市教育振興 基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期「宇治市教育振興基本計画」の骨 子案について
同年10月22日	第3回宇治市教育振興 基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第2次宇治市教育振興基本計画」の 素案について
同年11月4日	第4回宇治市教育振興 基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第2次宇治市教育振興基本計画」の 第2次素案について
同年11月11日	第5回宇治市教育振興 基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第2次宇治市教育振興基本計画」の 初案について ○ 「第2次宇治市教育振興基本計画」へ の意見募集について
同年11月25日～ 12月24日 【30日間】	● 「第2次宇治市教育振興基本計画（初案）」に対する市民意見の 募集	
2022（令和4）年 2月　　日	第6回宇治市教育振興 基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「宇治市教育振興基本計画（初案）」 に対する市民意見の募集結果につい て ○ 宇治市教育振興基本計画（最終案）に ついて

4 用語解説

※アルファベット順

IoT [P19]

「Internet of Things」の略で、モノ自体をインターネットに繋いでより便利に活用することです。

OECD Learning Framework 2030 [P13]

OECD（経済協力開発機構）では、2015（平成27）年から Education 2030 プロジェクトを進めており、2030（令和12）年という近未来において子どもたちに求められるコンピテンシー（資質・能力）を検討するとともに、 そうしたコンピテンシーの育成につながるカリキュラムや教授法、学習評価などについて検討してきました。

その中で示されたのが OECD Learning Framework 2030（2030（令和12）年に向けた学習枠組み）で、教育制度の将来に向けたビジョンとそれを支える原則を示すものです。

PBL [P21]

「課題(問題)解決型学習」と訳します。「Problem-based Learning」の略。

V U C A（予測困難な状況） [P12、P35]

外部環境の変化が激しい現代を「複雑で予測不能な時代」として表す言葉です。

「V : Volatility（変動制） U : Uncertainty（不確実性） C : Complexity（複雑性） A : Ambiguity（曖昧性） VUCA」。

※50音順

インクルーシブ教育システム [P25、P46]

障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みで、障害のある人が一般的な教育制度から排除されることなく、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

ウェルビーイング (well-being) [P14、P15]

OECD の国際報告書では、「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き (functioning) と潜在能力 (capabilities) である」と定義しています。well-being は、心身の「良好な状態」や「健やかさ」「幸福度」という言葉で翻訳されることが多いですが、それらの言葉が意味するところ（定義）や解釈は人や立場、文脈によって異なります。well-being の日本語訳については、慎重に検討する必要があり、本市の教育振興基本計画においては、国立教育政策研究所の報告書「PISA2015 年調査国際結果報告書 生徒の well-being (生徒の「健やかさ・幸福度」)」に基づき、well-being を「健やかさ・幸福度」としています。

ギフテッド教育 [P21]

領域依存的な才能を伸長する教育及び、特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒に対する教育のことです。

キャリア教育 [P21、P24]

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。

デジタルアーカイブ [P44]

有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供することです。

プログラミング的思考 [P20]

目的を達成するために物事の筋道を考えて、計画的に実行する考え方です。

ヤングケアラー [P31、P32]

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

リカレント教育 [P41]

学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていく社会人の学びのことです。

第2次宇治市教育振興基本計画

発行 令和 年 月

発行者 宇治市教育委員会

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

電話: 0774-22-3141 (代表)